

遊休農地等有効活用促進事業

農業者の皆さまへ

下関市では、市内農地を新たに1ha以上（1年以上耕作されていない農地0.5ha以上を含む）かつ5年間以上、農地中間管理機構を活用し借り受けを行う場合※、機械等の導入に必要な、以下の経費を支援します。

※有機農業者は要件緩和措置があります。

事業の内容

産地を育成するために必要な、以下の経費を助成
補助率1/2以内。補助上限額500万円/経営体（千円未満切捨）

農業用機械、施設等及び農作業省力化資材の導入

導入例：トラクター、田植機、コンバイン、収穫調整用機械、播種用機械、定植用機械、育苗用パイプハウス、大型草刈機、防草シート等

有害鳥獣被害防止柵等の整備

補助率1/2以内ですが、1,000円/m（税抜）が防止柵等の補助上限額となります。

導入例：金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵、ネット柵等

※遊休農地等とは…

1年以上耕作されていない農地（例：①②）

①農地法に基づく遊休農地

②管理・機能維持は行われているが、1年以上作物を作付していない農地



対象者（事業主体）

補助金の交付申請の日までに、(1)、(2)ともに満たしている方。

(1) 下関市内の農地を対象として、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの日を開始日として新たに5年間以上の農地中間管理事業による利用権を設定していること、又は設定することが確実であると見込まれること。（ただし、有機農業者は農地法第3条許可借受可。）

(2) (1)の合計面積が1ヘクタール以上であり、かつ、そのうち遊休農地等の面積が0.5ヘクタール以上であること。

留意事項

1. 市の交付決定通知前に、発注や購入したものは、対象となりません。
2. 補助金の交付を希望される方は下記まで問い合わせの上、令和8年6月30日（火）までに、ポイント配分表・要望調査表（窓口配布）と必要な書類をご提出ください。補助金該当の適否は後日お知らせします。
3. 予算に限りがありますので、すべての要望に答えられない場合や、補助率が1/2より下がることがあります。

《事業についての問い合わせ・申込先》

下関市役所

- ・農業振興課担い手支援係 (TEL:083-231-1228 FAX:083-231-1064)
- ・菊川総合支所建設農林課農政係 (TEL:083-287-4008 FAX:083-287-2739)
- ・豊田総合支所建設農林課農政係 (TEL:083-766-2755 FAX:083-766-2615)
- ・豊浦総合支所建設農林水産課農政係 (TEL:083-772-4030 FAX:083-774-2339)
- ・豊北総合支所建設農林水産課農政係 (TEL:083-782-1926 FAX:083-782-0193)

【ポイント配分表（令和8年度遊休農地等有効活用促進事業）】

記入用のポイント配分表（裏面有）は窓口に配布いたします。

住所:
氏名:

↓該当する項目にチェック（☑）の上、記載されている必要書類を添付してください。

番号	項目	算出根拠となる面積等	<input checked="" type="checkbox"/>	ポイント	算出方法	必要書類
1	産地が形成される農地面積のうち、事業実施年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に農地中間管理事業による借受面積（年度内見込も含む）	左記のうち 1年以上耕作されていない農地面積	<input type="checkbox"/>	0.00	基準日時点において下記の計算式で算出する。 「農地中間管理事業による借受面積のうち、1年以上耕作されていない農地（単位:ha）（※1）農地中間管理事業は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの権利発生分。見込分を含むが、地番、契約面積が明確であること。産地が形成される品目を作付する農地のみ計上する。）×2 ※小数点第3位切捨 〔算出根拠〕 0.00 ha(小数点第3位切捨)×2 = 0.00 ポイント	ポイント配分表裏面 ※2 現時点ではポイント配分表裏面にて確認する。事業採択後、申請する際には1年以上耕作されていないことがわかる資料が必要となる。
2		左記のうち 上記の「1年以上耕作されていない農地面積」を除く面積	<input type="checkbox"/>	0.00	基準日時点において下記の計算式で算出する。 （「農地中間管理事業による借受面積（単位:ha）（※1）」－「農地中間管理事業による借受面積のうち、1年以上耕作されていない農地（単位:ha）（※1）」）×1 ※小数点第3位切捨 〔算出根拠〕 0.00 ha(小数点第3位切捨)×1 = 0.00 ポイント	ポイント配分表裏面 （※2）

ポイント合計 **0.00** ポイント

※チェック（☑）した項目に係るポイントの合計を記載してください。

- 合計点数の上位者から支援対象者に選定します。
- 同点の申出者が複数ある場合は、「農地中間管理事業による借受面積のうち、1年以上耕作されていない農地（※1）」の合計面積を比較して上位の申出者を支援対象者に選定します。
- 2で決しない場合は、同点の申出者の「産地が形成される農地面積」の合計面積を比較して上位の申出者を支援対象者に選定します。
- 有機農業者は「農地中間管理事業による借受面積」を「農地中間管理事業または農地法第3条許可による借受面積」と読み替えるものとします。